いまかね町政だより

場役所　金町役場
所在地　今金町長　藤原房由
發行人　今金町総務課長　藏重恒
編輯人　今金町　小西林
印刷所　印刷所

町議會のお知らせ

第十二回　五月十九日

昭和二十七年度の第一回の追加予算を審議するために招集された第十二回臨時町議會は、五月十九日町役場に開會、他に治山治水工事問題、その他協議事項を審議して午後十時四十五分閉會致しました。開會へき頭柳助役より、轉地療養中の町長の經過並びに山火の狀況について報告あり、その對策については詳細協議會に譲ることゝして予算審議に入りました。

今回の追加予算額は二百五拾万円でこれにより現在の予算總額は七千八百三万三千五百十八円となりました。歳入の内譯は町有林立木賣拂代に二百五十万円を見込み、歳出に於て前年度繰上充用金に二百五十万円を見込んだものであります。

次いで、治山治水工事問題は別項登載のように決定し、協議會に移り、現榮町所在の治水事務所を町の公共施設として有償拂下げすることについて協議、なお山火對策については柳助役より詳細報告あり、取り敢えず應急對策費として二十万円を支出することに決定なお隣接八雲町には火災見舞として助役、正副議長が出向くことゝし、午後十時四十五分に至り閉會致しました。

一袋千五百円程度
澱粉の政府買上決る

澱粉の政府買上げ問題は昨年產澱粉價格の著しい不調から、今春來業者間にその要望が高まりつゝあつたが、十三日の閣議で買上げの基本方針が決定の運びとなり、業界はこの情報を入れて早くも異常の活況と混亂を呈しつゝある。

以下問題の所在と買上げ方針の大要につき要点を拾つてみると次のとおりです。

一問題の所在と買上げ決定までの經過

わが國で生產される澱粉の大部分はいうまでもなく甘藷澱粉と馬鈴薯澱粉でありその生產量は、前者約五億五千万貫後者約一億五千万貫にも上るのであるが昭和二十五年の著類の統制撤廃の際、低落を憂慮された澱粉相場は意外の高價を呼び、生產業者は勿論著類の生產農家までがあまねく澱粉景氣を謳歌したものであるが、これは飼料の活況に由來するものであり、今年に入つて砂糖の統制撤廃、輸出の停滯等の客觀狀勢から價格は下落に次ぐ下落を續け、ひいては著作農家にも脅威を及ぼすような勢となつたので、政府もこの問題を採り上げ、農林、大藏兩事務當局において具体案を研究中であつたが、このたび決定をみたものであり、本月末農林省主催のブロック會議により、詳細が決定される予定である。

二買上げ方針の大要

一　品目別買上數量

全國で一千萬貫とし、内譯は甘藷、澱粉六二六萬貫馬鈴薯澱粉三五〇万貫、玉蜀黍澱粉二四万貫とする。このうち馬鈴薯澱粉については北海道の割当を未粉、精粉合計三四九萬九千貫とし、精粉は割当全數量の三〇%以内、二等品の買上限度は各々二〇%以内とする。

二　買上げ方法

農協工組を問はず、全販連が一手に買上げ集荷を行い、食糧庁が全販連と契約の上買上げを行う。この場合全販連に一定の手數料を徴收する。

なおこの場合政府は買上げ檢査を行つた上、政府指定倉庫渡しで買上げることとなるが、檢査規格その他詳細は未定である。

三　買上げ價格

馬鈴薯未粉澱粉一等十二貫当り二千六百円で、二等は夫々百二十円落ちとする（何れもクラフト五層紙袋入れ包裝代を含む）なお甘藷並粉及び玉蜀黍澱粉は一等十貫当り夫々二千円、二千八百八十円である。

更に右はいずれも工場渡價格であり、政府指定倉庫渡しの場合は運賃その他を加算する。

四　買上げ時期及び買上げ期間

五月二十五日頃より開始の豫定で、買上げ期間は長期に亘る場合は市況に惡影響を與えるので、二ケ月程度とする。

三　買上げ實施の影響

買上げ方針の大要に前述の通りであつて、政府はこのため、二十一億円の豫算を食管特別會計に計上しているが、本制度は希望買上げであるため、前記の全量を買上げる場合は五億円程度の赤字を生ずることゝなり、政府としては結局一般會計からの繰入れにより賄うものとみられる。

右の買上措置決定に伴なう本道割当分は袋數換算で約二十九万一千五百袋（未精粉合計）にも上り、現在の道内在庫を七十万袋前後とみても、その効果は著しいものがあり、これを反映して道内の相場は四月中旬以來大幅に引戻しており、本道農村工業の根幹をなす澱粉工業ひいては著作農家にとつても今回の措置は一大福音といえよう。

住民登錄について

―寄留簿に變る―

現行の寄留制度は、寄留法を根據法規として本籍外に住所又は、居所を有する者を寄留簿に登載し戸籍簿と相待つて市町村民の居住狀況を明らかにするため、大正三年以來實施されてきたのでありますが、この制度においては市町村の住民全部が登録されるものでないため行政上の利用價値にとぼしく、市町村のこの制度の實施に對する積極的熱意を期待することは初めから困難な狀況にあつたのでありまして、従つて、六月三十日限りで寄留制度が廃止されることになり、新たに七月一日からこれに代る住民登録法が生れたのであります。來る七月一日には全町民一人の漏れもなく世帶主から申告をして頂くことになつております。役場では各町民について世帶毎にカード式の住民簿を作り、常時住民の居住狀況を明らかにするものでありますから、当町に居住している皆さんはこの住民簿によつて、印鑑證明、又は身分證明等が發行されることになり、従來に比し非常に便宜になりますから、この制度の實施にあたつては、何卒御協力下さるよう切にお願い致します。

赤十字募金について協力方お願い

今年も五月一日から三十一日までを、赤十字募金運動期間として全國的に運動を實施中であります。赤十字の使命は博愛と奉仕による所謂赤十字精神を基調とする明朗且つ健康な社會生活環境の實現を圖ると共に國際親善の增進と恒久的平和の確立に寄與することを目的としています。今年の一戸平均募金目標額は大体三十圓程度でありますので何卒御協力下さるよう切にお願い致します。

犯罪人名簿の取扱について

従來犯罪人名簿の取扱については、身分（身元）證明の願出に對して市町村長が証明していましたが、昭和二十一年十一月十二日付内務省の通牒により、身分證明の事項中「犯罪」については犯罪人名簿を用いて証明をすることができなくなつたので御注意下さるようお願い致します。

特調委調査報告により
八東治山治水工事に結論

四月十八日開会の第十一回会を開催、調査事項につき町議会に於て、八東治山治水工事について道南タイムスにその工事施工について疑惑がもたれているとの報導により、巷間種々の流説があるので、町議会としてはその真相を明らかにする為、特別調査委員会を設けその内容を公表すべきであるとの長谷川議員の緊急動議により、八東治山治水工事調査委員会が設置され次の七人がその委員に選任され、四回に亘り関係証人喚問並びに現地調査を行つたところ、五月十九日開会の町議会にその調査経過報告が次のようになされました

委員長　結方一平
調査員長　今野傳
委員　伊藤伊三郎
〃　鈴木正
〃　河田清一
〃　長谷川敬一
〃　清水健次

×　×　×

治山治水工事調査委員会調査経過報告書

昨年十八日定例町議会に於て設置され本委員会に於て、調査の経過を左の通り報告いたします。

第一回委員会

四月二十一日第一回本委員会を開催、前回証人に喚問せる支庁林務課佐谷技官に代つて、同課傾村技師、役場加藤技師出席各委員の質問に対し、別冊会議録の通り、証人よりそれぞれ証言ありたり。

引続き今後の調査方針を協議する結果、五月七日工事施工現地調査、五月八日第三回委員会を開催、証人として伊藤網義氏、河端豊氏を喚問することに決定ぜり

現地調査について

五月七日　第二回委員会の決定にもとずいて現地に臨合、案内者町農業委員会浜田技手、土田長太夫氏により、助役柳太一氏並びに各委員立会のもとに町有地境界線について調査の結果、本工事施行場所は砂防工事並びに造林地は何れも民有地に施行され、造林面積十七町歩の内、三反八畝二十三歩が町有地に施行されてあつたことを確認せり。

第三回委員会

五月八日　第三回委員会を開催、伊藤網義氏、河端豊氏を証人に喚問各委員より質問あり、証人より別冊会議録の通り証言ありたり。なお伊藤証人の証言に対し再度喚問別冊会議録の通り証言ありたり。

第四回委員会

五月十四日　第四回委員会開催へき要別冊会議録の通り伊藤網義議員より証人申請並びに調査依頼書提出され、それぞれ各事項に対し特議の結果各項の内一、二項については各証人により調査済並びに証人申請につ いてはその必要なきものと認めたり。

引続き本委員会に於て調査経過の確認により報告書を作製委員会を終了せり。

そもそも本工事は、現下日本の森林荒廃により、融雪洪水降雨等による河川氾濫防止の恒久対策として、土砂の欠壊流失防止と水源涵養林の育成による施設を目的とするもので、本町に於ても昭和二十五年度より道林務課保倉及び支庁林務課保倉官の再度に亘る実地調査の結果、昭和二十六年度に於て本工事が実施さるゝことに決定、同年九月中旬より本工事に着工せるものなり本工事施行場所は砂防工事並びに造林地は何れも民有地に施行され、造林面積十七町歩の内、三反八畝二十三歩が町有地に施行されてあつたことを確認せり。

引続き本委員会に於て調査経過の確認により報告書を作製委員会を終了せり。

そもそも本工事は、現下日本の森林荒廃により、融雪洪水降雨等による河川氾濫防止の恒久対策として、土砂の欠壊流失防止と水源涵養林の育成による施設を目的とするもので、本町に於ても昭和二十五年度より道林務課保倉及び支庁林務課保倉官の再度に亘る実地調査の結果、昭和二十六年度に於て本工事が実施さるゝことに決定、同年九月中旬より本工事に着工せるものなり

本工事は前述の目的により実施さるゝものにして之が実施場所については適地なれば町有地、民有地の別なく施工さるゝものなるも、本町に於ては町理事者も町有地に本工事が実施さるゝものとして且つ、町議会に於ても町理事者並びに伊藤網義議員よりの報告により、それぞれ各事項に対し特議の結果各項の内一、二項については各証人により調査済並びに証人申請につ いてはその必要なきものと認めた

「緑の山」を山火から守りましょう

山火事の発生は、毎年五月から六月にかけて最も多く起り、年間七～八割以上を占めております。

昭和二十六年度の統計によりますと全国年間一七〇〇件、内本道は二二三件、全国の一六%を占めており山火の発生原因は無頓火入二二件、開墾火入五三件、焚火二二件、すり焼三二件たばこ吸殻の不始末六〇件汽車の飛火一三件、住宅火災四件、地ごしらえ五件、その他一二件となつており開墾火入時の不注意、山野業（たけのこ、ふき等）を採りに、又は魚つりやイキンが等の焚火、たばこの吸殻の不始末によるものが多い状態でありますので、開墾火入れ、山野菜採取及び入林時に守らなければならないことを次に述べてみます。

一、開墾と火入

イ、火入地は先ず枝條や枯倒木を中央に集め、苗を刈つて三間以上の防火線を設けること。

ロ、火入れ準備が出来たら火入許可願書を役場に提出し、火入れ許可証の交付を受けること。

ハ、火入れは早朝（午前四時より七時）或は夕刻（午後四時より八時）の無風の日を選ぶこと、微風の日といえども森林地帯に向つて風の吹く日には絶対に火を入れないこと

ニ、火は必ず高地より低地へ、風下より風上に向つて放火して下さい。

ホ、火入れ人数は多いほど早く終りますので、多少忙がしくとも部落近所お互に手伝い合つて万全を期しましょう。

◆次の人数が欠けると罰せられます。

五反歩以内は　十人以上
一町歩以内　十五人以上

二、山野菜採取について

これから山野菜の採取時季ですが、無断で所有者の許可なく山野菜を採取することはできません。

国有林は営林署、民有林は地主の承諾を得て入山して下さい。又山野に焚火をすると罰則されます。

三、火気の取扱と罰則

森林地に於て火気の取扱を誤つたり、山火を出したり困し、火入れ許可証の交付を受けること。

ヘ

春から夏へ……

赤痢・腸チフス　これからが一番危險

傳染病の夏の豫防週間　6月10～16日

本州の人にとつて、六月始めから九月にかけて一年中最も多く發生しています。で一番またこの時期には中毒事件などがしばしば新聞紙上を賑わすことがありますが、梅雨の時季で腐敗が起りやすく、結核患者の場合など、折角好轉しつゝあつたものがちよつとの油斷から逆轉することも珍しくありませんからとくに健康の維持に注意して、入浴を欠かさず、皮膚の新陳代謝をよくしておくことが大切です。衣類は清潔で乾燥したものを身につけ、とくに抵抗力の弱い赤ちゃんの皮膚や衣類について注意して下さい。

傳染病の媒介には、蠅や蚊が一番おそろしい役目をすることは御存知の通りですが、これらの昆虫が一番繁殖するのもこの時期ですこれには何といつても生活環境の整理、清掃が第一です。

今年も六月十日から十六日までの一週間を、夏の傳染病豫防週間として、とくに腸管系傳染病（赤痢、腸チフス、パラチフス等）の豫防に力をそそぐことになりました。

今年の二月には既に当町では三名の眞症赤痢患者を出しているのです。この夏こそはお互いが注意し合つて一人の罹患者も出さないように注意いたしましょう。

海道は氣象的な條件から、梅雨らしい梅雨の時期を過すことはありませんが、それでも春から夏への移り變りの前に、雨の多い、濕度の高い一時季を過ごさなければなりません。

この高温多濕の季節には私達のからだにもいろいろの障害が起つてきますが、また外界でも有害な細菌の繁殖が最も盛になるときです。そこでこれからの傳染病についてその豫防と注意について少しのべてみましよう。

傳染病で、この時季に最も多いのは何といつても赤痢、疫痢でしよう。これは季節の變り目で体に變調を來たしやすく、ことに運動不足などが原因して胃腸の働きが弱りがちだからですその上濕度が高くなるため飲食物の腐ることが多くなつてきます。例年、赤痢は

病豫防注射が開始されます

昭和二十六年度の犬の登錄に今年の三月三十一日をもつて効力を失つたので、毒犬所有者は次により至急登錄の手續をして下さい。

一　登錄の申請

六月一日現在で、生後九十一日以上の犬は毎年一回登錄をしなければならないことになつています

二　死亡　所有權の放棄所有者の變更等

犬が死亡し、又はその所有權を放棄した場合、若しくは犬の所有者が變更した時は二十日以内に役場へ届出ること。

三　登錄手數料

一頭に付三百円の登錄手數料を要しますので届出のとき必ず御持參下さい

セイロ丸　斡旋について

例年ながらそろそろ各種傳染病その他の悪疫流行の季節に入り、皆様にはこの豫防について常々御注意のことゝ、思います。

御承知のようにこの季節には、胃腸病、食当り、下痢等のおこり易いときでこれらが諸病の原因になるのですが、この度日本赤十字社から胃腸藥の「セイロ丸」斡旋がありましたので次によりお申込み下さい。

申込期日は六月十五日までで各駐在員にお申込み下さい。價格は一個九十五円です。

× × ×

今金町褒賞内規を制定

開發功勞者等を表彰

今金町の開發進展について公の利益を興し成績の著しいもの又は公の事務に勉勵して功績の著しいもの、公益のため私財を寄附してその功の顯著な人に對して町で表彰しその功をたたえるため今金町褒賞内規がこのほど制定されました。以下その概要を説明致します。

褒賞される人は次の一に該當する中からその功績により町長が行うことになつています。

一　教育、社會、畜生、土木事業に貢獻した者、自治、農事、商工業林業の振興及び拓殖民に貢獻した者、その他町開發のため特に貢獻した者

二　公職に十年以上在職した者及び職員として二十年以上勤續した者

三　公益のため私財を寄附した者

褒賞は表彰狀と記念品を授與してこれを行います。

右の功勞者にして表彰に該當しない人々に對しては右になつて、感謝狀と記念品を贈ることができるものとなつております。

なおこの内規は、今年の四月一日より實施されることになつております。

北檜山連合消防演習

第二回北檜山六ケ町村連合消防演習は、去る六月五日午前九時から今金高等学校グランドに於て次の要領により開催されました。

記

一、演習次第（午前九時）
二、開會宣言　三、人員報告　四、服裝点検　五、機械器具の点検　六、き本操作（各個）　七、部隊教練　八、分列行進　九、玉落し競技　十、講評　十一、祝辭　十二、答辭　十三、解散

種川小學校、公民館基礎工事入札

種川小学校新築基礎工事及び公民館新築基礎工事の入札は、五月二十九日午後一時から役場で行われ、次の方々に落札いたしました。

種川小学校基礎工事
百七万円　鈴木　組

公民館基礎工事
五十一万四　伊藤　組

住民登錄　七月一日全國一齊實施

この登錄は、私たち町村の住民として、權利を行い義務を果すための基礎となるものです。

登錄がないと、私たちの生活にいろ〳〵な支障がおこります。

町から調査員が各世帶をお訪ねします。必ず届出をするようにいたしましよう。

日赤募金期間を一ケ月延長

五月一日から三十一日までな赤十字募金期間としてきましたが現在目標額の一割二歩の成績につき更に一ケ月延長する事になりました

第一期町民税　徴稅令書配布

昭和二十七年度第一期の町民稅徴稅令書は二十日に全町一齊に配布致しました。納期は三十日となつていますのでどなたも完納にお心掛け下さい。

愛鳥週間

